

資料4

令和7年度（2025年度）熊本県社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会 保健福祉推進部会
令和7年（2025年）10月17日（金）

第9期 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画

令和7年度（2025年度）の取組状況

第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の令和7年度（2025年度）取組状況

（1）高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進

①地域・社会活動の推進

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○高齢者の社会参加に向けた意識啓発・活動の場の提供	・ねんりんピック出場選手やシニア美術展出品者等を「熊本さわやか知恵袋」として登録し、地域での活動を行う。	高齢者支援課 企画班
	・高齢者をはじめ、地域住民等の支援を得ながら、子どもに地域で学びの場等を提供する「地域の学習教室」や子どもが安全・安心に利用できる「子ども食堂」の開設を支援し、子どもの学習支援や居場所づくりを行う。	子ども家庭福祉課 ひとり親家庭福祉班
	・高齢者を含む、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動を実施。 (1) 中学生等への学習機会を提供する「地域未来塾」を実施（30市町村56中学校で高齢者を含む学習支援員が活動） (2) 子供の安全・安心な活動拠点を設け、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する「放課後子供教室」を実施（33市町村91箇所で高齢者を含むボランティア等が活動）	社会教育課 社会教育連携班
○老人クラブ活動の推進（シルバーヘルパーの育成等）	・高齢者が相互に支援し合う地域社会をつくるため、友愛訪問員（シルバーヘルパー）を養成する講習会を開催する。	高齢者支援課 企画班
○ボランティア活動への参加促進	・ボランティア活動に参加しやすい体制整備を促進するため、熊本県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会と連携する。 ・県ボランティアセンターの運営費等を助成する。	健康福祉政策課 地域支え合い支援室 地域福祉班
	・4市町村に対する伴走支援、生活支援コーディネーターに対する研修の実施等を通じて、介護予防・生活支援サービスにおける住民主体のサービスや通いの場等の実施を支援する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
	・熊本さわやか大学校卒業生で作る「さわやかボランティアーズ」が実施する環境美化作業等の活動を支援する。	高齢者支援課 企画班

②いきがい就労の促進

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○高齢者の希望や能力に応じた多様な就労の促進	・県シルバー人材センター連合会の運営費及び同連合会が行う派遣事業に伴う経費を助成し、シルバー人材センター会員の就労を支援する。 ・各広域本部・地域振興局に設置するジョブカフェ・ブランチにて、高齢者の就労に係る多様な支援を実施する。	労働雇用創生課 県内雇用促進班

③健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○老人クラブによる健康づくりの活動推進	・老人クラブが取り組んでいる健康づくり事業を支援し、高齢者の健康づくりを推進する。	高齢者支援課 企画班
○高齢者の身体活動・運動の推進	・日常生活での運動習慣の定着を図るため、くまもとスマートライフアプリ（歩数計アプリ）活用の推進やウォーキングイベントの開催等を行う。	健康づくり推進課 健康長寿・食育班
	・運動習慣を改善する者の増加に向けた支援強化を目的として、関係機関を対象とした研修会(令和7年8月1日)を開催する。	健康づくり推進課 健康長寿・食育班
	・県ホームページ内で通いの場について内容を更新。フレイル予防のリーフレットの掲載、短期集中予防サービスに関する動画を掲載し、介護予防の普及啓発を図る。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
○高齢者の食生活の支援	・「くま食健康マイスター店」の拡大及び県民への普及啓発を図り、自然に健康になれる食環境整備を推進する。 ・熊本県栄養士会や食生活改善推進員連絡協議会と連携し、様々な機会を捉えて、高齢者の低栄養予防について普及啓発を図る。	健康づくり推進課 健康長寿・食育班
○高齢者の歯・口腔の健康づくり	・要介護者及び介護予防対象者の口腔ケア及び口腔機能の維持・向上に寄与する人材の養成を図るために、歯科医師、歯科衛生士等を対象とした研修会を開催する。	健康づくり推進課 がん対策・歯科保健推進班
○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組への支援	・熊本県、熊本県後期高齢者医療広域連合、熊本県国民健康保険団体連合会で三者協議を実施することで連携を図り、市町村への情報提供や助言等を行う。 ・令和6年度、県内全市町村で一体的実施の取組みが実施されたことから、引き続き、熊本県後期高齢者医療広域連合や熊本県国民健康保険団体連合会等と連携し、関係団体との連絡調整、市町村向け研修会の開催、市町村への情報提供や助言等の支援を実施する。 ・市町村の効果的な取組みの推進に向けて、県内市町村の医療・健診等データの分析等を実施する。	国保・高齢者医療課 認知症施策・地域ケア推進課 健康づくり推進課
○農業・農村との連携	・むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。	むらづくり課 元気な農村づくり班
○総合型地域スポーツクラブの育成支援	・市町村スポーツ主管課と健康づくり主管課の連携強化を目的とした研修会（8月1日開催）を実施した。先進事例の紹介や情報提供、意見交換を行い、今後の施策立案や実践に活用できるような内容の充実を図った。 ・総合型地域スポーツクラブの質的充実を目的とした承認手続きについて、県スポーツ協会と連携し周知するために承認手続きの事前説明会（5月30日開催）を開催し、各市町村担当者及び各市町村の総合型地域スポーツクラブに対し手続きの趣旨や流れを共有し理解促進を図った。 ・高齢者等の健康増進を含めた地域課題の解決に向け、総合型地域スポーツクラブの育成及び充実を図ることを目的とした市町村訪問を行う。	体育保健課 スポーツ振興班

④地域リハビリテーションの推進・地域包括支援センター等の機能強化（★）

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○地域リハビリテーション推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県地域リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター（医療機関や介護老人保健施設）、地域密着リハビリテーションセンターからなる3層構造により、介護予防活動等に対する専門職の派遣体制を確保し、研修会や連絡会の開催、相談対応、実地支援等を実施する。 ・地域リハビリテーション広域支援センターや地域密着リハビリテーションセンターから、通所、訪問、地域ケア会議及び介護予防に係る住民運営の通いの場等に専門職を派遣する。 	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
○災害時のリハビリテーション体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時のリハビリテーション活動への協力を県地域リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの業務の一つに位置付け、災害時の支援に向けた連携を図る。 	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
○地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの充実・機能強化を図るため、市町村や地域包括支援センター職員等を対象とした研修会を開催する。 ・市町村等がセンター事業を評価し、適切な人員配置や業務の重点化・効率化について取り組むことができるよう支援を行う。 ・市町村へ取組状況調査を実施し、その結果等に基づき各市町村の課題や特徴を踏まえたうえで、各市町村が目指す「地域包括ケアシステム」の実現に向けて伴走型による支援を実施するとともに、他市町村への好事例の展開を図る。 ・障がい分野や児童福祉分野など他分野との連携促進を図り、属性や世代を問わない包括的な支援体制の構築を推進するため、市町村研修会の開催や人材育成、市町村への相談対応等を実施する。 	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班 (健康福祉政策課 地域支え合い支援室 地域福祉班)
○地域ケア会議の充実・機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域で自立支援型ケアマネジメントの充実に向けた地域ケア会議が実施されるよう、市町村や地域包括支援センター職員、多職種を対象とした研修会の実施を支援する。 ・市町村へ取組状況調査を実施し、その結果等に基づき各市町村の課題や特徴を踏まえたうえで、各市町村が目指す「地域包括ケアシステム」の実現に向けて伴走型による支援を実施するとともに、他市町村への好事例の展開を図る。 	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
○高齢者の自立支援に向けた多職種に対する人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の多職種を対象とする研修会の開催・運営に係る経費を助成し、高齢者の自立支援に向けた人材育成を推進する。 	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班

⑤地域生活の基盤整備

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や地域包括支援センター、生活支援コーディネーターを対象に地域ケア会議、通いの場等を通じた地域づくりや買い物、配食など、多様な生活支援サービスの充実に向けた研修会等を実施。 ・4市町村に対する伴走型支援を実施し、地域の関係者と課題解決に取り組み、好事例の展開を図る。 	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○「地域の縁がわ」の普及促進	・地域の縁がわ等の施設整備や、地域の縁がわ5つ星プロジェクト（見守り、会食・配食、買い物支援、健康づくり、学び）等に加えて+α（ICT・防災）の取組みへの補助を行い、活動内容の充実を図る。併せて、取組事例を収集し、好事例を広く周知する。	健康福祉政策課 地域支え合い支援室 地域福祉班
○中山間地域等における在宅サービス提供体制づくりへの支援	・中山間地域等においても、高齢者が住み慣れた家や地域で安心した生活を継続することができるよう、地域の関係機関や住民が一緒に支え合い活動を展開するなど、地域の実情に応じた暮らしを支える在宅サービスの提供体制づくりを推進する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
○移動手段の充実	・知事部局と警察本部の高齢者及び交通関係の施策に携わる課で連携していく。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
	・県内の生活支援サービス実施状況を取りまとめて分析し、その結果を各市町村へ提供。他市町村の取組みを見える化した。 ・生活支援コーディネーターを対象とした研修会等を通じて、各市町村が自らサービス充実に向け行動できるよう支援する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
	・交通事業者等への認知症サポーター養成講座の実施について働きかけを行う。	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
	・地域の移動手段を確保するべく、市町村が実施するコミュニティ交通の導入や広域的な移動支援、他分野と連携した取組みに対し財政支援を行う。 ・市町村の担当者を対象とした研修会を実施し、公共交通施策に係る知見の向上を図る。 ・市町村の地域公共交通会議等に参画し、助言を行う。	交通政策課 地域交通班

⑥見守りネットワークの構築

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○多様な見守り体制の構築	・「熊本見守り応援隊」の協定締結事業者の拡大や関係団体との情報交換会の開催等により、ネットワークの強化を図る。また、PR動画の活用等により、取組の普及啓発を図る。 ・地域住民を対象に、地域におけるコミュニティ形成や見守り活動などに関する研修を実施し、地域福祉活動のけん引役となる「福祉のまちづくりリーダー」を養成する。	健康福祉政策課 地域支え合い支援室 地域福祉班
○高齢者等の消費者被害の未然防止・早期救済	・「熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会」の構成団体等へ、消費者被害に関する情報提供を随時行い、消費者被害の未然防止を図る。 ・機会を捉えて、構成団体が開催する研修会等へ参加し、消費者被害に関する情報提供を行う。また、市町村に対し、消費者安全確保地域協議会の設立に向けた取組の要望を行う。 ・「熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会（定例会議等）」を開催し、構成員と情報共有を図る。	消費生活課 企画推進班
○老人クラブによる見守り活動等の推進	・高齢者が相互に支援し合う地域社会をつくるため、友愛訪問員（シルバーヘルパー）を養成する講習会を開催する。	高齢者支援課 企画班

(2) 認知症施策の推進

①医療体制の整備（認知症医療・介護体制の充実・強化）

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○早期発見・早期診断・早期対応のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 研修を通じて認知症初期集中支援チーム員としての知識や技術の習得、個別事案に対する対応力の向上等を図り、チーム活動を支援する。 また、認知症初期集中支援チームが一般にはあまり知られていないという課題があるため、市町村広報媒体や啓発イベント等を活用し周知を図る。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
○認知症医療・介護体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 各認知症疾患医療センターにおいて事例検討会を開催し、地域のかかりつけ医や認知症サポート医、介護事業所等との連携強化を図る。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
○一般病院の認知症対応力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 未受講病院(35病院/201病院)の受講が進んでいないため、未受講病院に対して、別途開催通知を送る等工夫を行い、引き続き県内全病院の受講を目指す。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班

②介護体制の整備

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○認知症ケアの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 認知症介護実践者研修、認知症介護基礎研修等の認知症介護研修を実施する。（認知症介護基礎研修はeラーニング+集合形式にて、その他の認知症介護研修はオンライン+集合形式にて実施予定。） 認知症介護の質の向上に取り組む意欲のある県内の介護サービス事業所等を対象に、認知症介護の質の向上を図ることを目的として、認知症介護の質の向上支援事業を実施する。（上限15事業所） 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
○介護サービス事業所等における高齢者の虐待防止等	<ul style="list-style-type: none"> 各種研修について、オンライン、集会いすれの形式で実施するかは感染拡大状況を勘案して判断する。また、虐待が発生した施設等、研修機会のない施設等の受講を促すため、市町村とも連携して受講を勧奨する。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班

③地域支援体制の整備及び社会参加の充実（★）

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○認知症地域支援体制の基盤づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 認知症地域支援推進員の活動の参考となるよう研修内容についてブラッシュアップしていく。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
○認知症サポートーの養成及び地域の見守り・支援活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 小中高生や企業・団体等において認知症サポートー養成講座を実施してもらうよう働きかけを行うとともに、キャラバン・メイトに対し、認知症サポートー養成講座を行な際のスキルアップ研修を実施する。 認知症サポートーの活動活性化のため、「認知症サポートーアクティブチーム認定事業」を引き続き実施し、新たにチームの立上げを行う団体等への立ち上げ費用の支援を実施する。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○認知症の人と家族に対する相談・交流の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症コールセンターにおいて、認知症の方や当事者の各種相談に引き続き対応する。 ・認知症コールセンターの周知活動に積極的に取組むとともに、各圏域においても当事者や家族の交流の機会をつくる。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
○若年性認知症の人と家族の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターへの相談が少ない市町村や企業等に周知活動を行い、県下全域での若年性認知症の人の支援を行う。 ・若年性認知症受入事業所等支援事業を行い、若年性認知症の人の居場所づくりを推進する。 ・関係機関とのネットワークを強化するため、若年性認知症自立支援ネットワーク会議を実施する。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
○介護サービス事業所等における若年性認知症の人の受入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ経験豊富な県内3事業所の職員を講師とし、講師事業所内実習研修・講師派遣研修を実施する。 ・若年性認知症の人の受入促進のための相談対応やフォローアップ等の対応力向上を支援する。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
○普及啓発・本人発信支援	<ul style="list-style-type: none"> ・くまもとオレンジ大使（認知症本人大使）による認知症普及活動や、新たな大使の任命を積極的に行うなど、今後も認知症に対する理解促進を図る。 ・若年性認知症の人を会計年度任用職員として雇用し、業務や本人ミーティング等から本人の声を発信することで「新しい認知症観」の普及啓発を行う。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班

④高齢者の権利擁護・虐待防止の推進

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用促進のため、市町村に対し、意見交換会や相談会の開催により、体制整備を支援する。 ・市町村単位では解決が困難な広域的な課題などに対し、協議会を設置し関係機関等と連携して取り組む。 ・担い手の確保のため、市民後見人を養成する市町村、法人後見に広域的に取組む市町村に対し、補助を実施するとともに、担い手となる市民後見人、法人後見従事者に対する専門的な研修を実施する。 ・市民後見人等（権利擁護人材）担い手育成方針に基づき、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に制度を利用できる体制を県内全域に整備できるよう市民後見人養成研修を未実施市町村も対象として広域的に実施した市町村の研修実施に係る費用の助成を実施する。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
○日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実態に応じて、「地域福祉権利擁護センター」を運営する熊本県社会福祉協議会に対して、事業費の助成を行う。 	社会福祉課 生活支援班
○市町村・地域包括支援センターの職員の対応力向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待発生件数が増加していることから、過去に虐待が発生していない市町村にも積極的な受講を促す。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
○介護サービス事業所等における高齢者の虐待防止等【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修について、オンライン、集会いずれの形式で実施するかは感染拡大状況を勘案して判断する。また、虐待が発生した施設等、研修機会のない施設等の受講を促すため、市町村とも連携して受講を勧奨する。 	認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班

(3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

①訪問診療・訪問看護等の在宅医療の提供体制の充実

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○在宅医療サポートセンターの更なる活動充実	・地域在宅医療サポートセンター向けの会議を開催し、県内の取組み事例や優良事例等を展開したり、サポートセンター間で情報交換できる場を設けるなど、活動充実に向けた取組みを支援する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
○訪問看護提供体制の強化・充実	・新たに訪問看護師を採用し、当該訪問看護師に訪問看護の技術等に関する研修を受講させる小規模訪問看護ステーションに対し、経営を支援するため運営経費（ICT機器購入費含む）を助成する。 ・ICT機器の導入による業務効率化などの生産性向上に資する設備導入等の取組を進める訪問看護ステーション（ベースアップ評価料算定機関に限る。）に対し、経費相当分を助成する。 ・訪問看護に係る相談等にワンストップで対応し、地域における訪問看護提供体制の安定化・推進を図る拠点として県看護協会に設置された「訪問看護総合支援センター」において実施する経営支援・人材確保・質の向上に向けた取組みを支援する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
○訪問歯科診療の更なる推進	・在宅歯科医療体制の強化に向けて訪問歯科診療の実施に必要な医療機器等の整備に必要な経費を助成する。 ・県歯科医師会に設置された「在宅歯科医療連携室」が実施する訪問歯科診療に関する相談や調整への対応、人材育成、県民への普及啓発等の取組を支援する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
○在宅に関わる薬剤師・薬局機能の強化	・熊本県薬剤師会が行うかかりつけ薬剤師・薬局の機能の強化、県民への普及啓発事業等を支援することにより、在宅に関わる薬剤師・薬局機能の強化を図る。	薬務衛生課 監視麻薬班
○在宅医療に係る県民への普及・啓発	・県において作成した在宅医療の普及啓発動画を各市町村や各地域包括支援センターへ配付し、地域の出前講座等の場で活用していただくなど、各市町村の普及啓発の取組みを支援することで、県民の在宅医療に関する理解の促進を図る。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班

②在宅医療と介護を支える多職種連携の促進と市町村支援 (★)

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○在宅医療・介護連携の推進	・今後も市町村が自ら関係機関と連携し、PDCAに沿った事業展開ができるよう、市町村の希望するテーマに係る研修会を開催するなど、引き続き支援する。 ・データを活用した現状把握について、課題を抱える市町村も多いため、サポートセンターとも連携しながら研修会を開催する等、引き続き支援する。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
○各地域における在宅医療連携体制の構築	・各圏域で開催する在宅医療連携体制検討地域会議により、地域で在宅医療を推進する上で課題抽出や対応策の検討、具体的な多職種連携の方策等の検討を行うことで、地域の実情に応じた連携体制の構築を進める。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
○データの活用・分析による市町村支援	・レセプトデータのクロス集計及び結果のグラフ化など、地域の在宅医療等の提供状況・利用状況を「見える化」して市町村や関係機関等と共有し、データによる現状把握・分析に係る市町村支援を実施した。	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班

③ I C Tを活用したネットワークの構築と活用推進

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○「くまもとメディカルネットワーク」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 更なる県民参加者数や参加施設数の増加に向け、引き続き関係者と連携し、県民及び関係施設の参加を促進していく。 特に県民向けには、各種広報媒体等（令和6年度に作成した動画やチラシ等）を活用して周知活動に取り組む。 	医療政策課 医療連携班

(4) 多様な住まい・サービス基盤の整備

①多様なサービス基盤の整備促進 (★)

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○施設・居住系サービスの整備	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設等の整備を行う社会福祉法人等に対し、施設整備費について補助等を行い、必要な施設（事業所）の整備を進める。 今年度も、老朽化した介護保険施設や養護老人ホームの改築を支援し安全性を高めるとともに、入所者の生活環境の向上を図る。 <p>※R6年度からR7年度への繰越予算分：特別養護老人ホームの個室ユニット化158床（R7年度中に竣工予定。）</p>	高齢者支援課 施設介護班

②個室・ユニットケアの推進

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○個別ケアの充実に向けた施設環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム等の整備に当たり、個別ケアを進める手段の一つとして、個室ユニット型施設等への助成を行う。 <p>※R6年度からR7年度への繰越予算分：特別養護老人ホームの個室ユニット化158床（R7年度中に竣工予定。）</p>	高齢者支援課 施設介護班

③特養等における医療・看護サービスの推進

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○高齢者が望む場所での看取りが可能な体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所者の高齢化や重度化が進んでいる現状を踏まえ、特別養護老人ホーム等の看取り空間整備への助成等の支援を行っていく。H27年度からは介護老人保健施設を対象に追加し、R2年度からは介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム（有料・サ高住）も対象に追加している。 	高齢者支援課 施設介護班
○介護職員へのたんの吸引等の研修	<ul style="list-style-type: none"> 介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修事業を行う研修機関や、介護福祉士が実地研修を受講するための喀痰吸引等事業者の登録を行うとともに、法令等に基づく認定証の交付を実施する。 <p>民間の登録研修機関9事業者</p>	高齢者支援課 居宅介護班

④多様な住まいの確保

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○高齢者向け住まいの適切な供給	・今年度も引き続き、県や国の補助事業を活用し、サービス付き高齢者向け住宅等の充実を図るとともに、サービス付き高齢者向け住宅等の基本的な性格・多様性に係る情報提供を充実させる。	高齢者支援課 施設介護班 住宅課 計画班
○軽費老人ホーム（ケアハウス）への支援	・軽費老人ホーム（ケアハウス）を低額な料金で利用できるよう、利用料の減免に対して補助を行う。 ・適切な補助が行えるよう、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、関係規程等の改正を実施。	高齢者支援課 施設介護班
○養護老人ホームの老朽化に伴う改築支援	・生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等多様な生活課題を抱える高齢者の住まい確保のため、老朽化した養護老人ホームの改築等に対する助成を行う。	高齢者支援課 施設介護班
○高齢者向け住まいに関する情報提供の充実	・高齢者やその家族等が適切に高齢者向け住まいを選べるよう、県ホームページにおいて、施設の概要やサービスによっては空き状況を掲載し、随時更新する。	高齢者支援課 施設介護班
○有料老人ホーム等への立入検査等	・約40件の有料老人ホーム等（熊本市を除く。）に対し、立入検査を実施するとともに、オンラインを活用した運営研修（集団指導）を実施する。	高齢者支援課 施設介護班
○県営住宅のバリアフリー化	・空室を中心に工事を実施していく予定（30戸程度）。	住宅課 整備班

（5）介護人材の確保と介護サービスの質の向上

①多様な介護人材の確保・育成（★）

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○福祉人材・研修センターによる取組	・熊本県社会福祉協議会への委託により、福祉人材無料職業紹介事業や、福祉の就職総合フェア（合同面談会）、福祉の仕事入門セミナーの開催、相談業務、求人開拓などを行う。また、若い世代の福祉職への参入を図るため、福祉施設職員による学生向けの出前講座や職場体験などを開催する。 ・地域人材にターゲットを絞って、地域で職場体験や就職面談会等を組み合わせて実施する支援モデルの拡大を図り、更なる介護人材の確保、定着促進に取り組む。（令和7年度実施予定地域：玉名）	高齢者支援課 企画班
○介護事業者団体等が行う人材確保・育成の取組への支援	・更なる介護人材の確保、定着促進を図るため、介護施設、介護サービス事業所を運営する事業者団体等が行う人材確保や定着等に向けた取組みへの支援を行う。	高齢者支援課 企画班
○修学資金や再就職のための経費等の貸付け	・質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成・確保を図るため、介護福祉士等修学資金や再就職準備金の貸付事業を行う熊本県社会福祉協議会に対し貸付金の原資を助成し、貸付の運用について指導助言を行う。	高齢者支援課 企画班

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○介護現場における高齢者の就労促進	<ul style="list-style-type: none"> ・定年退職者（予定者を含む。）をはじめ、子育てが一段落した人等を対象に、介護アシスタントとしての介護現場への参入を目的として、「介護に関する入門的研修」を実施する。 ・介護アシスタント業務の介護現場への普及を図る取組みを支援する介護事業所団体等に対して、取組みに係る経費を助成し、介護現場における高齢者の就労を支援する。 	高齢者支援課 企画班
○外国人介護人材の受入推進	<ul style="list-style-type: none"> ・EPAに基づく介護福祉士候補者を受け入れた施設における候補者の日本語学習、介護分野の専門知識の学習、教材等学習環境の整備及び研修担当者の活動に係る費用を助成する。 ・介護福祉士を目指す留学生が在籍する介護福祉士養成施設が行うカリキュラム外での日本語学習、介護分野の専門知識の学習等に対する費用を助成する。 ・介護職種の技能実習生等への日本語習得や介護技術の向上につながる集合研修等を実施する。 ・介護福祉士を目指す留学生に対し、県内介護施設が奨学金を給付又は貸与する際に要する経費を助成する。 ・外国人介護職員を雇用する際に、介護施設等が借り上げる住居の家賃等に要する経費を助成する。 	高齢者支援課 企画班
○宿舎施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材（外国人を含む。）を確保するため、介護施設等に勤務する職員の宿舎整備への助成を行う。 ※R6年度からR7年度への繰越予算分：宿舎施設整備1カ所（R7年度中に竣工予定） 	高齢者支援課 施設介護班
○介護職のイメージアップのための広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・介護関係団体と行政機関で構成する実行委員会により、「介護の日」の啓発活動を実施する（R7年度開催日：R7.11.9）。 ・介護需要の急激な増加に伴い、介護人材は今後も大きく不足することが見込まれている。 ・令和4年度に開設した、介護職に関するワンストップサイトにおいて、デジタルマーケティングの手法を活用し、届けたい対象へ効果的に情報発信する。 	高齢者支援課 企画班
○介護職員初任者等に対する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員養成研修（初任者研修・生活援助従事者研修）について、研修事業者の計画を基に開催状況を県のホームページに掲載し、周知を図る。 	高齢者支援課 居宅介護班
○介護職員のキャリアアップ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・資質向上やキャリアアップを目的とする介護職員の定着に向けた研修を実施する団体に対して、研修に要する経費を助成する。 ・介護職員の認知症ケアの質の向上を図るため、オンライン等を活用した認知症介護研修を実施する。 	高齢者支援課 企画班 認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班
○介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員が利用者の自立（律）支援に資する適切なケアマネジメントが実践できるよう、法定研修を実施する。 ・講師が自立（律）支援の視点から共通認識をもって法定研修の講義等を実施できるよう講師養成研修を実施する。 	認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班
○介護人材確保に向けた関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、事業者団体、養成機関団体等からなる「熊本県介護人材確保対策推進協議会」において、人材確保に係る課題や取組みについての情報共有、意見交換等を実施する。 ・更なる介護人材の確保、定着促進を図るため、介護人材を雇用する事業者等が行う人材確保や定着等に向けた取組みへの支援を行う。 	高齢者支援課 企画班

②介護現場の生産性向上と定着促進 (★)

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○介護現場における生産性向上に向けた支援体制の整備	<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護現場における業務効率化や介護テクノロジー導入等の取組みをワンストップで支援する相談窓口「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」を令和7年4月に開設。 ・当サポートセンターにおける、専門家等と連携した相談対応や伴走支援、介護テクノロジーの展示・試用貸出、研修会の開催、好事例の横展開等により、介護現場の取組を推進する。 	高齢者支援課 企画班
○介護助手（介護アシスタント）の導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・定年退職者（予定者を含む。）をはじめ、子育てが一段落した人等を対象に、介護アシスタントとしての介護現場への参入を目的として、「介護に関する入門的研修」を実施する。 ・介護アシスタント業務の介護現場への普及を図る取組みを支援する介護事業所団体等に対して、取組みに係る経費を助成し、介護現場における高齢者の就労を支援する。 	高齢者支援課 企画班
○介護ロボット・ICTの導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット・ICTの導入に係る経費の助成を行うとともに、「くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンター」との連携により、介護ロボット等の効果的な活用を普及させる。 ・ケアプランをデジタルでやり取りする「ケアプランデータ連携システム」の導入等を行う事業所を支援する市町村へ助成を行う。 	高齢者支援課 企画班 認知症施策・地域ケア推進課 市町村支援班
○介護事業者団体等が行う定着促進、経営改善等の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる介護人材の確保、定着促進を図るため、介護施設、介護サービス事業所を運営する事業者団体等が行う人材確保や定着等に向けた取組みへの支援を行う。 	高齢者支援課 企画班
○弁護士等専門家による電話相談	カスタマーハラスマントへの対応や職員のメンタルヘルス対策等のため、介護現場の職員や経営者を対象に、弁護士や産業カウンセラー等の専門家による研修会や個別支援（電話での相談も含む）を行う。	高齢者支援課 企画班
○介護職員の処遇改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員等処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に向け、加算取得や上位移行にかかる周知を行い、支援が必要な事業所等に対し、運営指導と連携して個別相談（熊本市を除く県内全域）実施することで、新加算の取得を促進する。 	高齢者支援課 居宅介護班
○小規模法人によるネットワークづくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の小規模な社会福祉法人等が参画するネットワークづくりや、参画法人による合同研修、人事交流等の取組みを支援する。 	高齢者支援課 企画班
○社会福祉法人の経営改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の経営基盤の強化や福祉サービス事業者間の連携・協働を図ることを目的とした「社会福祉連携推進法人制度」の活用に向けた制度周知を行う。 	社会福祉課 指導監査班
○文書作成等に係る負担軽減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所の文書量の削減に向けて、申請・届出書類の見直しを行う。 ・【新規】これまでFAXで送付されていた介護事業所等からの事故報告書を電子申請に変更し、事務手続きの負担軽減を図る。 	高齢者支援課 施設介護班 居宅介護班

③市町村と連携した指導・監査等の充実

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○社会福祉法人及び社会福祉施設への指導監査	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営の確保並びに利用者に対するサービスの向上を目的に指導・監査を実施する。 実施予定数：14法人・63施設（地域密着型を含む） 	高齢者支援課 施設介護班 社会福祉課 指導監査班
○介護サービス事業所・施設への指導・監査	<ul style="list-style-type: none"> ・新規で指定した事業所等の育成・支援を基本に、運営指導を行う。 ・苦情通報等があった事業所等に対し、必要に応じて監査を行う。 	高齢者支援課 施設介護班 居宅介護班
○有料老人ホーム等への立入検査等【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・約40件の有料老人ホーム等（熊本市を除く。）に対し、立入検査を実施するとともに、オンラインを活用した運営研修（集団指導）を実施する。 	高齢者支援課 施設介護班
○介護サービス情報の公表推進	<ul style="list-style-type: none"> ・年度公表計画を策定し、介護サービス事業者のサービス内容や運営状況に関する情報を厚労省公表システムにて公表を行う。 【予定スケジュール】 ・R7.8/9月～ 計画策定・HP掲載・新規事業所等への通知、報告開始 ・R7.10月～ 公表開始 	高齢者支援課 居宅介護班
○福祉サービス第三者評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公正・中立性及び専門性の確保のための評価調査者の養成研修、継続研修及び受審促進のための取組みを実施する。 	社会福祉課 指導監査班

④介護給付の適正化に向けた市町村支援

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○介護給付適正化の取組への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における介護給付適正化の取組みを支援するため、下記の取組みを実施予定。 【実施スケジュール】 ①介護給付適正化に係る研修会（対象：市町村担当職員） R7.8.27 介護保険事業計画の推進・策定等に係る担当者会議 R7.12月（予定） 介護給付適正化研修 ②医療情報突合・縦覧点検が低迷している市町村への実地支援 R7.10月～R8.1月の間で10市町村程度に実施 ③ケアプラン点検支援体制の構築 （対象：市町村担当職員、介護支援専門員等） R7.9月 ケアプラン点検研修（基礎編） R7.10月 ケアプラン点検研修（実践編） R7.11～R8.1月 実地支援 	認知症施策・地域ケア推進課 市町村支援班

(6) 災害や感染症への対応

①要配慮者の被害防止対策と被災者への支援

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○施設等における災害対策の強化	・高齢者施設等における非常用自家発電設備や給水設備、垂直避難用エレベーター、スロープ等の設置や災害危険区域からの移転を支援するなど、様々な災害を想定した施設整備を進める。	高齢者支援課 施設介護班
○要配慮者利用施設への支援	・施設等への情報提供（避難の実効性の確保に資するための留意点、要配慮者利用施設避難確保計画作成等に関する情報等をホームページ掲載及び集団指導等で周知）予定。	高齢者支援課 施設介護班
○事業継続計画（BCP）策定等への支援	・個別運営指導や各種届出に係る指導の機会をとらえ、策定等の支援を行う。 ・策定等が義務付けられたことを集団指導において周知する。 ・R5年度に実施したBCP実践支援特別講座の動画（BCPの研修・訓練のポイントや、自然災害・感染症発生時の状況を想定し、状況に応じた業務継続策の検討を机上で行うための準備等について解説した動画）の視聴を改めて依頼する。 ・未作成の施設に対しては、個別に作成を依頼する。	高齢者支援課 企画班 施設介護班 居宅介護班
○専門家や地域住民と連携した防災対策への支援	・梅雨期及び台風期に備えた防災態勢の強化を図るため、緊急連絡先の確認や避難に向けた留意事項を介護施設等に周知する。	高齢者支援課 企画班 施設介護班 居宅介護班
○避難行動要支援者の実効性のある避難支援体制の確保	・市町村における個別避難計画の実効性の更なる向上を目的に、市町村職員及び地域関係者に対して、アドバイザー派遣事業並びに個別避難計画作成支援研修会（ワークショップ）を実施する。	健康福祉政策課 地域支え合い支援室 すまい・生活再建支援班
○災害時の被災者支援体制の整備	・災害時に被災地で福祉サービスの提供を行う、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本D C A T、熊本D W A T）の隊員を募集し名簿を整備するとともに、災害時に迅速かつ円滑な対応を実施できるよう、協定締結団体との連絡会を実施する。 ・令和7年7月1日付けの災害救助法改正に伴い、これまで避難所に限られていたチームの活動場所が、在宅避難者や車中泊避難者などに拡大したことから、これに対応するため、協定締結団体と連携し、必要な体制構築及び訓練・研修等の検討を行う。	健康福祉政策課 地域支え合い支援室 すまい・生活再建支援班

②感染症に対応したサービス提供体制の整備

項目	令和7年度取組状況	担当課・班
○迅速かつ適切な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の感染状況や厚生労働省からの依頼等に応じて、感染対策をまとめた注意喚起等、高齢者施設に対して迅速かつ適切な情報提供を行う。 	高齢者支援課 企画班 施設介護班 居宅介護班
○平時における感染対策	<ul style="list-style-type: none"> ・感染予防に関する高齢者施設からの個別相談への対応や、必要に応じて、感染予防対策をまとめた注意喚起等、適切な情報提供を行う。 ・感染対策を踏まえた適切な面会について、各施設での面会の実施状況の確認を行うとともに、改めてリーフレットを配布する。特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護保険施設についても、立入検査を実施する社会福祉課や広域本部等が同様の指導を行う。 ・新興感染症がまん延した場合、高齢者施設等で療養する患者に、一定の医療提供等が行えるよう、病院・診療所・薬局・訪問看護事業所と医療措置協定を締結するとともに、関係機関と体制整備に向けた協議を行う。 	高齢者支援課 企画班 施設介護班 居宅介護班 健康危機管理課 危機対処・企画班
○新興感染症が発生した場合の対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症が発生した場合に適切に対応できるよう、平時から上記の対策を行っている。 	高齢者支援課 企画班 施設介護班 居宅介護班 健康危機管理課 危機対処・企画班 認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班